

別紙1

消防法施行令 別表第一	用途	収容人員
1項イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上
1項ロ	公会堂又は集会場	30人以上
2項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類	30人以上
2項ロ	遊技場又はダンスホール	30人以上
2項ハ	性風俗関連特殊営業	30人以上
2項ニ	カラオケボックス類	30人以上
3項イ	待合、料理店類	30人以上
3項ロ	飲食店	30人以上
4項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場	30人以上
5項イ	旅館、ホテル又は宿泊所類	30人以上
6項イ	病院、診療所又は助産所	30人以上
6項ロ又はハ	<p>【児童福祉法第7条関係】児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)</p> <p>【身体障害者福祉法第5条第1項関係】身体障害者社会参加支援施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設)</p> <p>【生活保護法第38条第1項関係】保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)</p> <p>【売春防止法第36条関係】婦人保護施設</p> <p>【老人福祉法第5条の3関係】老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人)</p> <p>【老人福祉法第29条関係】ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター)有料老人ホーム</p> <p>【介護保険法第8条第27項関係】介護老人保健施設</p> <p>【障害者総合支援法第5条第1項、12項、26項、27項】障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続、支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム</p>	<p>6項ロに該当 10人以上</p> <p>6項ハに該当 30人以上</p>
6項ニ	盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園	30人以上
7項	学校(小中高大学校、高専)、専修学校、各種学校	50人以上
8項	図書館、博物館、美術館類	50人以上
9項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類	30人以上
9項ロ	9項イ以外の公衆浴場	50人以上
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	50人以上

11項	神社、寺院、教会類	50人以上
12項イ	工場等(工場、作業所、事業場)	勤務者が1,000人以上
13項イ	自動車車庫又は駐車場	50人以上
15項	前各項に該当しない事業場	50人以上
16項	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ 又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計算定)	特定用途部分 30人以上 非特定用途部分 50人以上
16項2	地下街	30人
17項	文化財建築物	50人